

第1編 総論

第1章 環境法の歴史・展開

第2章 環境法の基本理念，原理・原則

論証1 汚染者支払原則 (Polluter-Pays Principle 略称PPP) S

汚染者支払原則とは、環境に対し負荷を与えた者（汚染者）は、それを受容可能な水準にまで回復する措置の費用・労力を自ら負担すべきとする考え方である。「原因者負担原則」ともいう（環境基本法37条参照）。

なお、同原則は、汚染者（原因者）の帰責性（故意・過失）の有無や負荷を与えた行為の適法・違法を問うものではない。

※ 汚染者支払原則は、筆者が独自に「環境法における三大特殊責任」と名付けた「①排出事業者責任（廃掃法）」、「②拡大生産者責任（循基法）」、「③状態責任（土対法）」と関連が深いため、試験対策として非常に重要な概念である。

すなわち、この原則の廃掃法における具体化が①、この原則のリサイクル関連での派生・拡張が②、この原則の土壌汚染対策におけるやむを得ない例外が③、という位置づけ（関連）となる。

論証2 未然防止原則 (Preventive Principle) A

未然防止原則とは、環境への負荷となる物質や行為を事前に制御して、環境への悪影響を未然に防止すべきとする考え方である（環境基本法4条参照）。

※ 大気汚染防止法の「ばい煙の排出の規制等」（3条～17条の2）や水質汚濁防止法の「排水の排出の規制等」（3条～14条の4）は、未然防止原則の具体化である。

論証3 予防原則 (Precautionary Principle)

A

予防原則とは、人の健康や環境に重大で不可逆的な影響を及ぼす恐れがある場合、因果関係に関する科学的知見が不確実であっても、規制措置を可能とする考え方である。

- ※ 国連環境開発会議 (UNCED) のリオ宣言 (1992 年) 第 15 原則で示された予防原則の定義
「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない」
- ※ 環境基本法 4 条が (未然防止原則を超えて) 予防原則まで採用しているかは争いがあるが、同法の下位法である生物多様性基本法 3 条 3 項が「……生物の多様性を保全する予防的な取組方法」と明確に予防原則の採用を謳っていることから、少なくとも排除はしていないものと解すべきであろう。
- ※ 大気汚染防止法の「VOC (揮発性有機化合物)」規制 (17 条の 3～15) や「有害大気汚染物質」対策 (18 条の 41～45, 附則 9～13) が、予防原則の具体化である。
- ※ 予防原則には、訴訟において、環境・健康リスクの重大性・不可逆性に鑑み、規制を求める側の主張・立証責任が軽くなるという事実上の効果・意義があると言われている。

論証4 未然防止原則と予防原則の異同・関係性

S

未然防止原則も予防原則も、ともに事前規制である (事後規制ではない) という点では共通性がある。

しかし、両原則は、原因 (物質や行為) と結果 (環境汚染や健康被害) との因果関係に関する科学的知見が存在しているか否かで異なる。すなわち、未然防止原則は、原因と結果との間に、定性的 (質的) にも定量的 (数量的) にも因果関係が確実なのに対し、予防原則では、そのどちらかの一方又は双方が不確実なのである。

その結果、両原則には、次のような違いも生じる。

第一に、未然防止原則においては、それを達成するための手段として、規制的手法のような強制的な手段の採用も許容される。因果関係に関する科学的知見が確実である以上、そのようなハードな手段を採用しても、比例原則に反しないからである。

他方、予防原則においては、因果関係に関する科学的知見が不確実である以上、比例原則の見地から、規制的手法のようなハードな手段は採用できず、誘導的手法 (経済的手法、情報的手法) や合意的手法、あるいはそれらをミックスした手法 (ポリシーミックス) といったソフトな手段しか採用できない。

第二に、両原則は、因果関係に関する科学的知見の「有／無」によって分岐するのであるから、二者択一の関係であり、両原則が同時に並立することはない。

論証5 環境権

A

環境権とは、1970年の日弁連人権擁護大会で提唱された考え方であるが、その古典的・伝統的な理解によれば、人が良好な環境を享受し、支配する権利であるとされる。そして、そのような「支配権」としての性質から、良好な環境が違法に侵害される場合には、その差止めを求めることができるという法的効果が付与されるとする。すなわち、人の生存基盤としての環境の破壊は、健康で文化的な生活を営む権利（憲法25条）を侵害し、さらには生命や幸福追求の権利（同13条後段）の侵害にも結びつくため、環境の侵害行為を排除する排他的支配権であるとされる（以上、古典的・伝統的理解における環境権）。

このように、環境権は、元々は環境破壊を訴訟において争う際の実定法上の根拠となるべく考え出されたものである。しかし、環境権は、そのような「支配権」「訴権」「私権」としての側面だけでなく、より広く、環境法の「理念」としての側面も有している。

すなわち、我が国の環境保護の基幹法として制定された環境基本法は、直接的には環境権を認める明文規定は置かなかったものの、「持続可能な発展」という理念を掲げ（4条）、そのために国に対し環境への配慮義務を課している（19条）。

このような規定を前提に、「環境の保全は……適切に行われなければならない」とする同法3条を読むとき、そこには、上記の「支配権」「訴権」「私権」としての環境権ではなく、より広く、自然環境保全という公益の実現、すなわち「理念」（国家目標）としての環境権を見出すことができる。つまり、国等の公権力は、かかる理念の実現に向け、ゾーニング、環境影響評価、種の指定、環境管理計画の策定等の必要な施策を行い、また、国民も、かかる理念の実現に向け、協定の締結や住民参加を積極的に行うのである（以上、再構築された理解における環境権）。

※ この論証は、過去問（平成18年第2問）を踏まえたものである。これは、「環境権」という抽象的で大きな概念が、司法試験の環境法においてどのように問われ、またそれに対しどのように解答（論述）すべきかを具体的にイメージしておかなければ、本番での高得点は望めないことを考慮したものである。

※ なお、上記のとおり、もともとは、環境破壊を訴訟において争う際の実定法上の根拠となるべく考え出された環境権であるが、実際の訴訟においては、裁判所から一貫して認められていない（類似概念の「自然享有権」や「自然の権利」を含めて）

ことは、周知のとおりである。その理由としては、環境権についていえば、上記のとおり、環境権は、所有権と衝突する支配権という強力な効果を伴うにもかかわらず、その帰属主体の範囲や権利の及ぶ範囲が漠然・不明確だからである。裁判実務では、環境権の代わりに、人格権が、この種の訴訟での実定法上の根拠に位置づけられるのが通例である。

論証 6 持続可能な発展・開発 (Sustainable Development B
略称 SD)

持続可能な発展・開発とは、人的活動を長期的に見て環境が許容できる範囲内に制御しようという考え方である (環境基本法4条参照)。

※ SD は、持続可能な開発目標 (SDGs) 等も含み、最近の流行語ではあるが、司法試験における重要性は低いといえる。なぜなら、SD は、確かに環境法の究極目標であるが、この概念は、環境法にとどまらず、国際的な経済・社会・環境問題を総合すると同時に、世代間衡平や南北間衡平などを図るための理念としても語られ、その内容があまりに多義的だからである。すなわち、SD のみで具体的な環境法政策の決め手となることはなく、環境訴訟においても個別法を超えた解釈指針にはなり得ないため、環境法政策や環境訴訟を問う司法試験においては、SD をテーマにして出題することが難しいのである。

第3章 環境法の政策手法

論証7 規制的手法

S

規制的手法とは、排水基準の設定とその違反に対する制裁など、行政が遵守すべき基準や行為を一方的に定めて、その履行を義務付ける強制的な手法をいう。

この手法の長所としては、即効性があること、目指すべき状態が基準として明確に示されること、等がある。

他方、短所としては、硬直的で非効率になりやすいこと、基準をクリアした後のインセンティブが続かないこと、行政の取縮コストがかかること、等がある。

論証8 経済的手法

S

経済的手法とは、炭素税や排出枠取引等、市場を利用して関係者を環境配慮行動に誘導する手法をいう（環境基本法 22 条参照）。

この手法の長所としては、柔軟性があり対象者の相違工夫を引き出せること、目標をクリアした後のインセンティブが続くこと、取縮りコストがかからず、むしろ税収増などにつながること、等である。

他方、短所としては、即効性がないこと、目標値の設定等に困難を伴いやすいこと、等である。

※ 規制的手法と経済的手法は、環境政策手法として採用されることが多いため、他の政策手法より重要性が高いといえる。また、両手法は長所・短所が好対照となるため、両手法の相違を問う出題がされやすく（平成 21 年第 1 問設問 2）、今後も要注意である。

論証9 情報的手法

A

情報的手法とは、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のように、環境情報を形成・開示させて、関係者を環境配慮行動に誘導する手法をいう。

この手法の長所としては、柔軟性があり対象者の相違工夫を引き出せること、目標をクリアした後のインセンティブが続くこと、行政コストがかからないこと、等である。

他方、短所としては、即効性がないこと、正確な情報収集等のためには一定のコストがかかること、等である。

